

宝塚市高齢者等住宅改修資金助成事業実施要綱

注 平成24年4月1日改正より条文注記入る。

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）をはじめ、すべての市民が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、住宅を社会公共財という視点から、高齢者等に対応した既存住宅の改修に要する経費等を助成し、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりと「兵庫県福祉のまちづくり条例」の理念を実現することを目的とする。

(平28.4.1 一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、「改修」とは現に存する既設の建築物の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の面からみて主要な部分。筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱などをいう。）の変更を伴わない新たな部品の取り付け、設備の更新などをいう。

2 この要綱において、「増築」とは一の敷地内にある現に存する既設の建築物の延べ面積を増加させることをいい、「改築」とは現に存する既設の建築物の構造耐力上主要な部分の一部を除き、間取りの変更を行うことをいう。（以下「増改築」という。）

3 この要綱における住まいの改良相談員に関する事項については、別途定めるものとする。

4 この要綱において、「耐震診断」とは次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法

(2) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」別添による耐震診断（木造に関する部分を除く。）

(3) 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

(4) 上記(1)から(3)に掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(5) 次項に規定する「簡易耐震診断」

5 この要綱において、「簡易耐震診断」とは次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 建設省住宅局監修「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による「わが家の耐震診断」

(2) 国土交通省住宅局監修「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」による

1次診断

(3) 建設省住宅局監修「既存鉄筋鉄骨コンクリート造建築物の耐震診断」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断

(4) 建設省住宅局監修「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修基準」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断（平28.4.1 一部改正）

(対象世帯等)

第3条 助成の対象となる世帯は、市内に居住する世帯（原則として公営住宅に居住する世帯を除く。）であって次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）が属する世帯（以下「対象世帯」という。）とする。

ただし、別表5に定める世帯階層区分に該当しない世帯は、これを対象世帯から除くものとする。

(1) 60歳以上の高齢者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者

(3) 療育手帳の交付を受けた者

(4) 介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた被保険者

2 助成の対象となる所有者は、兵庫あんしん賃貸支援助成事業実施要綱第2条に定めるあんしん賃貸住宅の登録を受ける既存民間賃貸住宅のうち、高齢者世帯または障害者世帯を受け入れることとしている住宅（以下「登録住宅」という。）の所有者（以下「対象所有者」という。）とする。

3 助成の対象となる管理組合は、市内に存する1棟につき21戸以上の分譲の共同住宅（平成5年10月1日以降に建築された共同住宅で61戸以上のもの、平成14年10月1日以降に建築されたものを除く。）の管理組合（以下「対象管理組合」という。）とする。

なお、一の管理組合が管理する複数棟で一連の工事が行われる場合、当該複数棟を1棟とみなし、この規定及び第6条第5項の規定を適用することができる。

(平24.4.1 一部改正)

(対象経費等)

第4条 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅改修・一般型 対象世帯（ただし、原則として前条第1項第2号から第4号に該当する者が属する世帯は除く。）が既存住宅を高齢者等に配慮した住宅に改造する場合で、次のアに掲げる要件を備えた改修工事を行う場合、助成の対象となる

経費は、別表1に定める助成対象工事に要する経費で、改造箇所ごとの助成対象限度額を超えない範囲とし、ア及びイに掲げる要件を備えた改造及び増改築工事を行う場合（以下「増改築・一般型」という。）にあっては、これらの額のほか別表第2に定める助成対象工事に要する経費で助成対象限度額を超えない範囲の額を加えたものとする。

ア 別表1に定める改造箇所のうち、原則として2箇所の手すり取り付けまたは屋内の段差解消を行うこと。

イ 対象者用居室等の増改築を伴う場合で、浴室（洗面所を含む）、便所、高齢者等のための寝室及びそれらを結ぶ経路について、別表1に定める助成対象工事のうち手すりの取り付けまたは屋内の段差解消を備えた高齢者等に配慮した改造を行うこと。

(2) 住宅改造・特別型 前条第1項第2号から第4号に該当する者で、生涯にわたり自宅での生活を希望する者が属する世帯が、その身体状況に応じた既存住宅の改造を行う場合、助成の対象となる経費は、前号の規定にかかわらず、住まいの改良相談員が現地確認のうえ、住宅改造の必要性・緊急性等を評価し、必要と認める範囲の改造に要する経費で次に掲げる条件を満たす額とし、対象者用居室等の増改築を伴う住宅改造を行う場合（以下「増改築・特別型」という。）にあっては、これらの額のほか、当該増改築工事に要する経費で150千円に増改築面積（㎡）を乗じた額を超えない範囲の額を加えたものとする。

ア 前条第1項第2号に該当する者が属する世帯では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業または障害者等日常生活用具給付等事業の住宅改修費の給付対象となる場合は、当該事業の住宅改修費を含む額。

イ 前条第1項第4号に該当する者が属する世帯では、介護保険制度の居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費を含む額。

ウ 別表3に定める改造箇所ごとに該当箇所の助成対象限度額を超えない額。ただし、重度身体障害者等の属する世帯で、住まいの改良相談員が必要性を判断し、ケース会議等に諮らううえで認める場合は、この限りでない。

(3) 住宅改造・一般型において、対象所有者が登録住宅の専用部分を高齢者等に配慮した住宅に改造する場合で、(1)アに掲げる要件を備えた改造工事を行う場合、助成の対象となる経費は、別表1に定める助成対象工事に要する経費で、改造箇所ごとの助成対象限度額を超えない範囲とする。

(4) 共同住宅（分譲）共用型 対象管理組合が、高齢者等に配慮した既存共同住宅の

共用部分の改造を行う場合で、次に掲げる要件を備えた改造工事を行う場合、助成の対象となる経費は、別表4に定める助成対象工事に要する経費で、助成対象限度額を超えない範囲とする。

ア 別表4に定める各改造箇所において必須工事を取り入れた改造工事を行うこと。
イ 別表4に定める助成対象工事の技術的な基準は、原則として、兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準による。

2 前項第1号から第3号の規定は、共同住宅については、原則として専用部分の住宅改造に限り適用するものとし、賃貸住宅について入居者が改造する場合は、所有者の許可・承認を得ていることを条件に適用するものとする。

3 次の(1)～(v)の全てに該当する戸建て住宅については、原則として耐震診断を受けなければ、第1項の対象経費に係る助成を受けることができない。

(i) 昭和56年5月以前に建築された住宅

(ii) 次に掲げる工法に該当しない住宅

ア 枠組壁工法

イ 丸太組工法

ウ 「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法

(iii) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅

(iv) 過去に耐震診断を受けていない住宅

(v) 延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅

4 前項に規定する住宅について、第1項に規定する住宅改造と合わせて「簡易耐震診断推進事業」による簡易耐震診断を受ける場合には、簡易耐震診断に係る経費のうち対象世帯又は対象所有者が負担する経費を対象経費として助成する。

(平24.4.1、平25.4.1、平28.4.1 一部改正)

(同居促進のための特例)

第5条 市長は、対象者と同居しようとする世帯が、対象者と同居するため対象者用居室等の増改築を伴う住宅改造を行う場合には、当該世帯を第3条第1項に定める対象世帯とみなすことができるものとする。

ただし、別表5に定める世帯階層区分に該当しない場合は、これを対象世帯から除くものとする。

(平24.4.1 一部改正)

(助成額)

第6条 市長は、対象世帯が対象者用居居室等の増改築を伴わない住宅改造を行う場合、1世帯につき、改造に要した第4条第1項の規定により算出した対象経費の額と1,000千円を比較して少ない方の額から、以下に定める額を控除した額に、別表5に定める世帯階層区分に応じたバリアフリー改造の欄に定める助成率を乗じて得た額を助成するものとする。ただし、1,000円未満の額が生じるときは、切り捨てるものとする。（この条以下同じ）

(1) 第3条第1項第2号に該当する者が属する世帯で、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業または雇病者等日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる世帯では、当該住宅改修費給付限度額（20万円未満の場合は20万円とする）

(2) 第3条第1項第4号に該当する者が属する世帯では、介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額または介護予防住宅改修費限度額

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号に該当する者が属する世帯で、前項第1号の対象とならない者を含む世帯または同条第1項第3号に該当する者を含む世帯で、別表5に定める助成率が $2/3$ の世帯階層区分に属する世帯にあっては、対象経費の1割と介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額または介護予防住宅改修費限度額相当額の1割のいずれか少ない額を控除した額を助成するものとする。

3 市長は、対象世帯が増改築一般型または増改築・特別型を行う場合、1世帯につき、前2項のほか、増改築工事に要した第4条の規定により算出した対象経費の額と1,500千円を比較して少ない方の額に、 $1/3$ を乗じて得た額を助成するものとする。

4 市長は、対象所有者が単独住宅を高齢者等に配慮した住宅に改造を行う場合、1戸につき、改造に要した第5条の規定により算出した対象経費の額と1,000千円を比較して少ない方の額に、 $1/3$ を乗じて得た額を助成するものとする。

5 市長は、対象管理組合が高齢者等に配慮した既存共同住宅の共用部分の改造を行う場合、1管理組合につき、改造に要した第4条の規定により算出した対象経費の額と1,000千円を比較して少ない方の額に、 $1/3$ を乗じて得た額を助成するものとする。

6 住宅改造と合わせて簡易耐震診断を行う場合においては、第1項及び第4項中「1,000千円」とあるのは「1,000千円から第4条第4項に規定する簡易耐震診断に係る対象経費と別表5に掲げる世帯階層区分に応じ同表の簡易耐震診断の欄に定める助成額を比較して少ない方の額（以下この項において「簡易耐震診断助成額」という。）を控除した額」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に簡易耐震診断助成額を加算した額」とする。

7 市長は、対象世帯及び対象所有者が市内に主たる事業所を有する施工業者を利用した

場合は、第1項から第4項及び第5項の規定により算出された助成額に別表6に定める額を加算して助成するものとする。また、対象管理組合が市内に主たる事業所を有する施工業者を利用した場合は、前項の規定により算出された助成額に別表7に定める額を加算して助成するものとする。

（平24.4.1、平25.4.1、平28.4.1 一部改正）

（申請）

第7条 本事業の助成を受けようとする者（対象世帯にあっては原則として生計中心者、対象所有者、対象管理組合にあってはその代表者をいう。以下「申請者」という。）が、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 高齢者等住宅改造工事計画書

(2) 工事費見積書

(3) 工事承認書（借家、借地、公営住宅等に居住している者に限る）

(4) 生計中心者の前年分の所得税額（1月から6月までの申請の場合は、前々年分の所得税額）を証明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（決定及び工事の着手）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、本要綱等を基にその必要性を検討及びその内容を審査し、予算の範囲内で、できる限り速やかに助成の可否を決定するとともに、決定（却下）通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けた日以後でなければ、改造工事に着手してはならない。

（完了届）

第9条 前条の規定により決定を受けた申請者は、住宅改造等が完了した時には速やかに完了届に次に掲げる必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、完了届は第7条に定める申請をした年度内に提出するものとする。

(1) 工事費請求書（施工業者の作成したもの）の写し

(2) 工事契約書（申請者と施工業者との間で締結したもの）の写し

(3) 工事箇所の写真（工事前・工事後）

(4) その他市長が必要と認める書類

（変更決定）

第10条 市長は、前条の工事完了確認の結果、次のいずれかに該当するときは、助成決定内容を変更し、変更決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(1) 助成決定を受けた者が、決定を受けた対象改造工事の一部を実施しないとき。

(2) 対象改修工事に要した費用の額を基に第6条の規定により算出した額が、改修資金助成決定額に満たないとき。

(助成金の交付)

第11条 市長は、第9条の規定により助成金の額を決定したときは、助成金請求書により助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、住宅改修資金助成決定を取消することができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な行為により助成決定を受けたとき。

(2) 助成決定を受けた者が、決定を受けた対象改修箇所工事の全部を実施しないとき。

(3) 第9条ただし書きに定める期限内に完了届が提出されないとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(工事施工業者)

第14条 住宅の改修工事を施工する業者は、市長と住宅の改修工事に係る協定書を締結した業者とする。

(様式)

第15条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に市長が定めるものとする。

(関係機関との連携)

第16条 市長は、保健・医療・福祉・建築等の関係機関との連携を図りながら、本事業を推進していくものとする。

(介護保険制度等の優先使用等)

第17条 住宅改修において、第3条第1項第2号の対象となる世帯で、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業または難病患者等日常生活用具給付事業の住宅改修費の対象となる者を含む世帯にあっては、当該住宅改修を優先して行うものとし、対象工事の実施に当たっては、一体的に行うものとする。

ただし、対象者に障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業または難病患者等日常生活用具給付事業の住宅改修の対象となる工事の必要がない場合は、この限りではない。

2 住宅改修において、第3条第1項第4号の対象となる世帯にあっては、介護保険の居

宅介護住宅改修または介護予防住宅改修を優先して行うものとし、対象工事の実施に当たっては、福祉用具等の活用を図り、介護支援専門員や関係機関と連携のうえ、一体的に行うものとする。

ただし、対象者に介護保険の居宅介護住宅改修または介護予防住宅改修対象となる工事の必要がない場合は、この限りではない。

(平成25.4.1 一部改正)

(その他)

第18条 当該事業の助成を受けた者は、再度当該事業の助成を受けることはできない。

また、他の助成事業と重ねて当該事業の助成を受けることはできない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、市長は再度当該事業の助成を認める場合がある。

(1) 身体機能の低下等により、その状況に合わせた改修が特に必要と認められる場合。

(2) 当該事業の助成を受けた世帯で、新たに対象者が生じ、その状況に合わせた改修が特に必要と認められる場合。

(3) 住宅改修・特別型について、著しく要介護状態が悪くなった場合等で、以前に受給した介護保険制度の居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費の額にかかわらず、改めてその時点での支給基準額までの住宅改修費の受給が可能となった場合。

2 対象所有者は、当該助成事業を受けた住戸において再度当該事業の助成を受けることはできない。また、他の助成事業と重ねて当該事業の助成を受けることはできない。

3 対象管理組合は、再度当該事業の助成を受けることはできない。また、他の助成事業と重ねて当該事業の助成を受けることはできない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

(宝塚市高齢者等住宅改修資金助成事業実施要綱の廃止)

2 宝塚市高齢者等住宅改修資金助成事業実施要綱(平成10年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第3条及び別表1の規定は、施行日以後の既存住宅の改造に要する経費の申請に適用し、施行日前の既存住宅の改造に要する経費の申請については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第4条及び第6条並びに別表1、別表2及び別表5の規定は、施行日以後の既存住宅の改造に要する経費の申請に適用し、施行日前の既存住宅の改造に要する経費の申請については、なお、従前の例による。

別表第1

助成対象工事

改造箇所	助成対象工事	標準単価	助成対象限度額
浴室洗面所	浴室出入口の段差解消(1)浴室床面のかき上げ	52,000円	400,000円
	(2)すのこの設置	23,000	
	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造	88,000	
	中折り戸・引き戸への取替え	90,000	
	手すりの取付け	45,000	
	浴室へのシャワーの取付け	250,000	
	サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取替え	40,000	
	浴槽の取替え	88,000	
	浴室への介助用電動吊具の取付け(移動式を除く)	—	
	カウンター型洗面台への取替え	152,000	
	ドアガラスのプラスチックガラス等への取替え	24,000	
		(/㎡)	
	非常用ブザーの取付け	38,000	
	位置表示灯付照明スイッチまたはワイド形照明スイッチへの取替え	3,000	
	段差解消のための洗面所の床の張り替え	15,000	
		(/㎡)	
段差解消のための洗面所の開き戸(レバーハンドル等が設置されているものに限る。)、引き戸の取替え	30,000		
便 所	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造	75,000円	300,000円
	段差解消のための床の張り替え	15,000	
		(/㎡)	
	引き戸への取替え	60,000	
	段差解消のための開き戸(レバーハンドル等が設置されているものに限る。)、引き戸の取替え	30,000	

	手すりの取付け	34,000	
	レバーハンドル錠等への取替え	11,000	
	和便器から洋便器への取替・洋便器の設置（既存の洋便器の取替は除く）	186,000	
	人感センサー機能付便器洗浄装置の取付け	50,000	
	暖房便座用電源コンセントの設置	55,000	
	非常用ブザーの取付け	39,000	
	人感センサー照明スイッチへの取替え	15,000	
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	3,000	
	手洗いの人感センサー機能付水栓への取替え	50,000	
玄関	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造	150,000	200,000円
	上がりがまちの段差解消のための式台の設置	円	
	上がりがまちの足元灯の設置	20,000	
	玄関から通路までの通路の段差解消（スロープ化又は階段昇降機の取付け）	—	
	玄関から通路までの通路への足元灯の設置		
	手すりの取付け（玄関から通路までの通路への手すりを含む。）	55,000	
	レバーハンドル錠等への取替え	23,000	
	濡れても滑らない材料への取替え	12,000	
	開き戸式の場合のドアクローザーの設置	14,000	
	人感センサー照明スイッチへの取替え	15,000	
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	15,000	
		3,000	

廊下	階段部への滑り止めの取付け	21,000円	100,000円
階段	階段の蹴込み板の取付け	50,000	
	階段昇降機の取付け（1階に高齢者等の居室を作れない等やむを得ない場合に限る。）	—	
	足元灯の設置		
	三塔スイッチの取付け	44,000	
	人感センサー照明スイッチへの取替え	22,000	
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	15,000	
	手すりの取付け	15,000	
		(/m)	
	段差解消のための廊下の床の張り替え	15,000	
		(/m)	
居室	出入口の段差解消	35,000円	100,000円
	段差解消のための床の張り替え	16,000	
		(/m)	
	段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え	30,000	
	開き戸から引き戸又は折り畳み戸への改造	65,000	
	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造	56,000	
	畳からフローリングへの床の張り替え	14,000	
		(/m)	
	冷暖房用スリーブの設置	11,000	
	冷暖房用電源コンセントの設置	55,000	
	位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	3,000	
台所	段差解消のための床の張り替え	16,000円	100,000円
		(/m)	
	段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え	30,000	
	流し台の改造	150,000	
	レバー式水栓等への取替え（混合式も可）	35,000	

レバーハンドル錠等への取替え	11,000	
位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え	3,000	

(注) 上記部位のうち原則として2箇所の手すり取り付けまたは屋内の段差解消を行う場合に適用する。

助成対象額は、1,000,000円を限度とし、各部位についても上記の助成対象限度額の範囲内とする。

標準単価は、RC集合住宅における改修工事費用の概算額による。

(平28.4.1 一部改正)

別表2

増改築・一般型に係る助成対象工事

改造箇所	助成対象工事	助成限度額	
玄関	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事	150,000円/㎡×増改築部分面積	1,500,000円
居室	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事		
浴室	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事		
便所	高齢者等のために行う対象部位の増改築に係る工事		
	高齢者等のために行う居室などへのミニキッチン取付けに係る工事	300,000円	

(注) 浴室(洗面所を含む。)、便所、高齢者のための居室及びそれらを結ぶ経路について、別表1に定める助成対象工事のうち手すりの取り付けまたは屋内の段差解消を満足する高齢者等に配慮した住宅に改修しなければならない。

(平24.4.1、H28.4.1 一部改正)

別表3

住宅改造・特別型に係る助成対象限度額

(単位:千円)

改造箇所	助成対象限度額
浴室・洗面所	450
便所	240
玄関	180
廊下・階段	160
居室	190
台所	160

(平24.4.1 一部改訂)

別表4

分譲共同住宅の共用部分の改造に係る助成対象工事

改造箇所	助成対象工事	種別		助成対象限度額
		必須	選択	
外部 出入口 等	傾斜路又はそれに類するものの設置	○		1,000,000 円
	傾斜路を設置した場合の手すりの設置	○		
	開口幅の確保のための壁の改造	○		
	引き戸への取替え その他高齢者等の利用の安全性または利便性の向上に資するものの設置	○	○	
床面 ノンスリップ化	○			
廊下等	傾斜路またはそれに類するものの設置	○		
	傾斜路を設置した場合の手すりの設置	○		
	その他高齢者等の利用の安全性または利便性向上に資するものの設置		○	
階段	手すりの設置	○		
	蹴込み板及び滑り止めの設置	○		
	その他高齢者等の利用の安全または利便性の向上に資するものの設置		○	

(注)上記工事の技術的な基準は、原則として、兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によるものとする。

別表5

		世帯階層区分	パ)ア)ア-	簡易診断 助成額 上段:木造 下段:非木造
			改造	
住宅改造 ・一般型	A	・生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が、8,000,000円以下の世帯 ・生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が8,000,000円以下の世帯	1/3	1,000円 2,000円
	B	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	3/3	3,090円 6,240円
住宅改造 ・特別型	C	生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9/10	3,000円 6,000円
	D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9/10	
	E	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2/3	2,000円 4,000円
	F	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額7万円以下の世帯	1/2	
	G	生計中心者の前年所得税額が7万円を超える世帯	1/3	1,000円 2,000円

※ただし、住宅改造・一般型で定める所得を超える者を除く。

(注1)「給与収入金額」とは、住民税納税通知等の支払給与の総額(税込み年収)をいい、「所得金額」とは、納税証明書等の所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得及び山林所得の所得金額を含まないものとする。

(注2)「所得税額」とは所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則

第12条

(注3)申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあつては、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあつては、「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。

(平24.4.1、H28.4.1 一部改正)

別表6 (第6条関係)

助成額	加算額
100,000円以下	10,000円
101,000円～200,000円	20,000円
201,000円～300,000円	30,000円
301,000円～400,000円	40,000円
401,000円～500,000円	50,000円
501,000円～600,000円	50,000円
601,000円～700,000円	50,000円
701,000円～800,000円	50,000円
801,000円以上	50,000円

別表7 (第6条関係)

助成額	加算額
100,000円以下	10,000円
101,000円～200,000円	20,000円
201,000円～333,000円	30,000円

